

群馬大会の成果

1 この第34回全国大会群馬大会では、そのサブテーマを「上州で考えよう 透明感あふれる学校事務、ともに叫ぼう仕事宣言」としているが、まさに、学校で新しい試みが行われる学校運営の節目で事務職員がきっちりと、その役割を果たすこと、その決意を「仕事宣言」という表現により参加者に伝えることができた。

「事務職員への期待・要請」は全事研だけが独りよがりで言っているのではない。地方分権改革推進会議の指摘に対して、今年4月23日(火)に発表された文部科学省のヒアリング資料の中で、事務職員に期待される役割について触れ、文部科学省としての見解を明らかにしている。

制度論を有利に展開するためにこそ、今、職務や役割について語り合い「仕事宣言」を行うことが大切になってくる。

2 文部科学省教育企画課辰野裕一課長の行政説明では、学校設置基準の制定により「学校の自己点検、評価、及び情報提供」が法令上位置づけられたことなどを捉えて、「新しい風を吹き込むことにより学校が活性化する、『学校経営の時代』になった」と言われた。こうした認識に立って、説明責任や目標管理の面から事務職員への期待を述べられ、大いに勇気づけられた。

また、共同処理により新しい方向性が見出せること。地域とのかかわりでフロンティアとしての位置を自覚してほしい。アカウントビリティの第一関門としての役割に期待したい。校長の補佐役として意思決定に参画してほしい等のお言葉をいただいた。

3 事務職員が経営参画を図っていこうとすれば、「実施」の場面での存在感が薄いところを補って余りあるだけの積極的な攻めの姿勢での、様々な取り組みが必要になる。

経営サイクルの計画・評価の段階で、先回りして、発生しそうな困難を予測すること。複数の選択肢の解決策を準備しておくこと。そして、それができるように、日ごろ過去の例や近隣校の状況を把握し、法令上の解釈当の不明瞭な点を照会しておく、必要な物品や施設設備に関する予算執行に備え見積もりをとるなど、データを十分に蓄積しておく必要がある。(静岡支部の提案したキャリアデザインの中身)

4 全体会「新時代に対応した学校事務を求めて」では、学校関係者以外の各方面の方々をシンポジストにお迎えして、学校・家庭・地域が一体となった新しい教育の在り方を事務職員の役割を探ることから、今大会全事研本部の提唱している～パブリシティー～につなげていく必要性とその方法について、多くのご提言をいただいた。

PTA事業への今まで以上の参画を要請されるとともに、コミュニティの拠点としての学校において、中心的役割を果たせるのではないかと期待も寄せられた。

5 新しい学校事務の在り方を展望する上で参考になる実践としては、つぎのような例があげられた。信頼される事務職員・学校の窓口・公共機関の一つとしての学校の在り方を通して、日々の生活を通じた人との「コミュニケーション」を大切にすべきこと。具体例として、校内旅行業者選定委員会による旅行業者選定の取り組みと事務職員の参加の必要性。デジタル情報事務の処理を校内で組織的に取り組むために、校務分掌を見直して情報管理部を設置すべきこと。

6 「学校に基礎を置いた経営」の観点から教育委員会と学校事務の機能分担の在り方を提言し、かつ校内での実践を、各地区足並みそろえて進めていくことが必要である。共同実施の取組もその効果的な方法の一つになる。

平成13年11月5日の文部科学省による「義務教育諸学校の教材整備について」の通知でも学校の果たすべき役割が重要であることを明らかにしているが、分科会では、施設の管理や改善に関しても、「学習環境や学校施設については設置者である教育委員会任せという風潮、与えられたものを使う」という受け身の立場ではなく、学校事務の側からの働きかけにより施設改善を進めることができるとの実践が紹介された。

「学校に基礎を置いた経営」SBMの考え方が浸透すれば、当然、予算や施設、人事配置、情報管理等の仕組みについては、各学校の編成した教育課程の実施に対応できるものが求められることとなり、学校管理規則の見直しにもつながってくるはずである。

7 本部研究分科会の助言者である国立教育政策研究所小松郁夫先生からは、教育改革については、教育関係者と他の分野の方とでは温度差がある。新しい学力感を考える上で、全国最低水準の土台の上にならなくて、各地方ごとに質の向上を図ることが求められている。慶大金子郁容教授を座長に各県知事の参加する地方分権研究会が発足した。これからは各県レベルで分権改革が進むはずだ。「経営という言葉に新たなものを吹き込まないと難しい。経営、運営、管理の言葉の意義を考えることで、これからの学校事務職員のことが見えてくる。やはり学校経営だろう。そのためには、校長の裁量権拡大が必要である。また、第7次定数改善計画が進められているが、研究室では第8次の定数改善についての研究を発足させている。との助言をいただいた。

8 国家公務員の新人事評価システムは、特殊法人改革とともに行政改革の柱になる公務員制度改革として検討が重ねられ、競争原理の導入を基本とした基本設計に基づき、実施に移されようとしている。こうした中で、事務職員の評価制度の中身がどのようなものであるべきかは、未だ明確化できていない。学校経営への関わりから出てくる役割を事務職員の評価項目に入れられるようにするためには、これまでやってきた事務職員の職務内容の明確化の取り組みを学校経営計画や学校運営組織上への位置付けに関する研究へと発展させることが重要となる。

9 今大会でも「評価」はキーワードの一つとなった。今なぜ学校評価・人事評価・児童生徒の評価と、評価が話題に上がるのかと考えてみることも意味があるのではないかと。

説明責任という言葉が児童生徒の「評価」の見直しの背景にあること、(まさに今話題となっている全ての「評価」に共通するものであること)を、よく考える必要がある。

小松郁夫先生は、アカウントビリティを「説明責任」と訳したのは誤りで、本来計測可能なものでなければならない。その意味で予算面からの説明ということも重要になるだろうと述べられた。「成果責任」という言い方もあるが、アカウントビリティとは、どこまでやったかという意識の面ではなくどこまで出来たかという成果で示さなければならないということの意味する。

分科会で提案された「校内諸規程のシステムモデル作成」についての研究報告もそれに関連するテーマである。今後、各地の教育改革プログラム、中教審で議論されている教育振興基本計画、これらの中に、学校事務の役割をどういう形で盛り込ませるか、ということが、きわめて重要な課題となる。